

がんばるあなたを応援します！ 人づくり・地域づくり事業の紹介

阿蘇市では、人づくり・地域づくりを推進する住民活動を広く支援し、活動の一層の促進と地域活性化への波及効果を図るために助成事業を行なっています。助成を受けようと思われる方は、**計画の段階で企画振興課へご連絡ください。**

事業名	助成基準	
	国外	国内
①人づくり事業 （国内外での調査研究活動 （1事業につき））	（1）総事業費の90%以内 （2）限度額15万円	（1）総事業費の90%以内 （2）限度額35万円
②環境づくり事業 （街並景観、農村環境、自然環境保全活動等） ▼③地域づくり事業 （手づくりのイベント、特産品の開発、地域づくりに関する研究交流活動等） ▼④文化づくり事業 （郷土文化の保全、育成活動等）	（1）総事業費の80%以内 （2）限度額50万円	（1）総事業費の90%以内 （2）限度額35万円

- 助成資格**
1. 市内に在住又は勤務する個人
 2. 市内に所在する団体・グループ等で、平素の活動について他の機関又は団体から資金的援助を受けていないもの
 3. 事業を実施する地域からの賛同を得た事業であること
- なお、右記の助成資格を満たしており、年度内に完了する事業で申請後1ヶ月を過ぎて実施されるものに限ります。

- ※次の事業は対象外となります。
- ・既に事業を実施している若しくは申請後1ヶ月以内に実施予定の事業。
 - ・市の補助金を以前に受けた同一事業若しくは同一事業とみなされる事業。
 - ・当該助成金を以前に使用した継続事業とみなされる事業。
 - ・人夫賃などの労務費や食糧費、会場使用料など。

※助成金は、申請後事業採択され交付決定の通知があつてから事業着手となります。交付決定前での事前着手は認められませんのでご留意ください。

○問い合わせ先 企画振興課 地域振興係 ☎ 22-3169

8月1日から後期高齢者医療被保険者証等が切り替わります 新しい保険証は今月郵送です お間違えのないようご使用ください

現在の「後期高齢者医療被保険者証」（保険証）は7月31日で有効期限が切れますので、8月1日から使用できる新しい「保険証」を簡易書留にて郵送します。新しい「保険証」はオレンジ色です。

また、低所得者II・Iの方が対象の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は平成21年分所得で新たに該当される方は、新たに（左表参照）申請が必要になります。ご不明な点は高齢者支援課までお問い合わせ下さい。

所得区分		自己負担割合
現役並み所得者	145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員	3割
一般	現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の方	1割
低所得者II	世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者I以外の方）	
低所得者I	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差引いたときに0円となる方	

○問い合わせ先 高齢者支援課 ☎ 22-3145